

「ほう素等の排水基準に係る経過措置（案）」に対する府民意見等の募集結果及び水質部会の考え方について

- 募集期間：平成28年12月16日（金曜日）から平成29年1月16日（月曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ
- 提出意見数：1件

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する水質部会の考え方は以下のとおりです。
なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

ご意見等の概要	水質部会の考え方
<p>ほう素及びふっ素の一般排水基準の達成に向けて、開発途上である新たな排水処理技術の適用等に努力している状況であることから、一般排水基準に代えて暫定排水基準を適用する措置を延長するよう要望する。</p>	<p>当部会では、経過措置について、府域の公共用水域におけるほう素等の検出状況や事業場の排水実態等を踏まえて検討し、暫定排水基準の案を作成しました。</p> <p>また、適用期間については、これまでの設定状況及び水質汚濁防止法における経過措置の適用期間が3年間とされていることを踏まえ、現行の暫定排水基準の適用期限である平成29年3月31日の翌日（4月1日）からの3年間とすることが適当であると考えています。</p>